

## 会議運営について(案)

### 1 会議等の公開

- (1) 会議は、原則「公開」とする。  
ただし、会長が必要と認めるときは、「非公開」とすることができる。
- (2) 会議資料及び議事録は、「公開」とする。(区公式ホームページに登載)
- (3) 公正・公平な審議を保持できるよう、別途、会議の傍聴要領を定める。

### 2 議事録

- (1) 検討会の記録として、議事録(抄録)を作成する。議事録は、各回ごとに各委員が前回分の確認を行い、確認終了後確定するものとする。
- (2) 正確な議事録を作成するため、議事を録音する。  
ただし、議事録確定後、録音は消去する。(録音内容は、公開資料としない)
- (3) 議事録に発言委員名は、載せない。(会長・事務局は除く)